

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 24 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2014

課題番号：23520898

研究課題名(和文) 中世イタリア都市支配層の「貴族」アイデンティティ 14世紀ヴェネツィアを中心に

研究課題名(英文) Identities of nobility in medieval Italy: the case of Venice

研究代表者

高田 京比子 (TAKADA, KEIKO)

神戸大学・人文学研究科・准教授

研究者番号：40283668

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：ヴェネツィア貴族は従来、大評議会に世襲終身身分を持つ階層として定義され、その特殊性が強調されて来た。しかし、他のイタリア都市においては、軍事/政治エリート層としての12～13世紀の都市貴族の性格が強調されるようになってきている。この点を考慮して史料を読み直すと、ヴェネツィアもそのようなアイデンティティをある程度共有していることが観察できた。さらに従来、貴族身分形成の契機として位置づけられていたセッラータと呼ばれる一連の法令も、他のイタリア都市で見られた、整いつつある制度が親族の絆といかに立ち向かうか、という問題にヴェネツィアが与えた回答のかたちだと見ることができる。

研究成果の概要(英文)：The nobility of Venice has long been defined as the hereditary members of the Great Council, and their particularity has been stressed. The recent studies, however, pointed that in the other Italian cities, the city-nobles of the 12th and 13th century were military-political elites. A close examination of the sources revealed that this common character could be observed also for Venetian nobility. Moreover, the Serrata, a series of legislations considered as the turning point for forming the noble status, is also viewed as a response to the common problem of other cities, that is how the emerging institutions confront the kinship ties.

研究分野：西洋中世史

キーワード：中世イタリア史 ヴェネツィア 貴族 騎士 恩恵 家族史 制度史

1. 研究開始当初の背景

中世ヨーロッパのエリート層・支配層である貴族(農村貴族、都市貴族)は、歴史学上重要なテーマである。しかし都市が支配の中心であった北中部イタリアでは、従来貴族はそれほど積極的な研究対象とはならなかった。一方、ヴェネツィア史に目を向ければ、数多くの邦語文献が示すように、ヴェネツィア貴族(史料では *nobiles*) は共和国の要として 13 世紀末の貴族身分の成立以来、法的にはほぼ不変のまま共和国の滅亡まで続いたとされている。また貴族でありながら商業を生業とするという、「商人貴族」としての特殊性がそこでは強調されてきた。ヴェネツィア貴族を扱った研究は欧米・日本とも数多くある。こうして貴族の研究状況においては、イタリア都市一般とヴェネツィアでは大きな剥離があるというのが我が国の現状である。

2. 研究の目的

中世イタリアをめぐる近年のヨーロッパ学界では、それぞれの都市や地域国家を相互の比較のもとで考察しようとする研究が蓄積しつつある。その中でかつて「市民」「商人」のレッテルのもと軽視されていた、イタリア都市エリート層の騎士 *milites* や貴族 *nobiles* としてのアイデンティティにも、重要性が付与されるようになってきた。さらに、最近ヴェネツィア貴族が確立する 13 世紀末～14 世紀は、コムーネ時代の制度の遺産と、より「国家的」な統治技術が共存しつつ変化していく過程として捉えられている。このような研究状況を受けて、本研究では、「共和国の要」といわれたヴェネツィア貴族の問題を、その確立期である 14 世紀を中心に、他のイタリア諸都市の社会変化の動向との関連の中でとらえ直す。

3. 研究の方法

(1) まず 13 世紀のヴェネツィアのエリート層が、他のイタリア諸都市のエリート層と共通の性質を持っていたかどうかを検討する。従来の支配層研究が明らかにしてきた 12～13 世紀のエリート層に共通の政治文化は、富と武勇の誇示、親族の絆の重視、法廷外での和解・紛争などの貴族的な文化であった。年代記や都市法、議会史料を中心に、これらの文化とヴェネツィア支配層の関係を明らかにする。

(2) ヴェネツィアの貴族身分確立の契機となった一連の法令は、セッラータと呼ばれる。しかし、セッラータは、家系によって議会へのアクセスをコントロールするという点において、当時、フィレンツェなど他の都市にも見られた親族と制度の相互作用の一つの表れと考えられる。では、ヴェネツィアでは、13 世紀後半に整備が進んだ議会制度は、親族の絆とどのように対峙したのか。議会史料の分析からこの問題に迫る。

(3) 昨今、14 世紀の統治技術あるいは権力の技法として注目されている恩恵 (*grazie*) 史料を分析する。

4. 研究成果

本研究は、当初は、研究方法(1)の後、貴族の家系リストが記された 14 世紀の年代記を分析し、そこに現れる貴族アイデンティティを明らかにする予定であった。しかし、本研究が対象とする 14 世紀の昨今のイタリア都市の研究動向を調査したところ、そこで最も豊かな研究成果をあげているのは、制度や統治技法の分析の分野であることがわかった。そこで、計画を変更し、制度と親族の相互作用を明らかにすることにした。ここでは、恩恵などの分析を通じ、人々の合議と共同によるコムーネの統治から、いかにして、より支配の側面が前面に出る「国 *dominium*」へと権力が移り変わっていくのか、その一側面を照射することができた。2000 年以降の主要な研究成果、またイタリアの貴族についての 19 世紀以来の重要な、しかし、わが国ではほとんど知られていない、成果をまとめることができたことは、日本の歴史学会に対する重要な貢献であると考えられる。また、恩恵の具体的な史料研究は、国際的な研究交流にも役立つであろう。

以下、本研究の成果を研究方法の順番に沿って、具体的に記す。

(1) 昨今のイタリアの貴族研究が明らかにしてきたところによれば、12～13 世紀のイタリアの都市の貴族に共通のアイデンティティとして騎馬戦士を挙げることができる。つまり馬に乗ってコムーネのために戦う軍事エリート層としてのアイデンティティである。さらにこれに、騎馬槍試合などの騎士的楽しみが加わった。では、このような騎馬戦士の文化とヴェネツィアはどの程度交わることができたのであろうか。

年代記史料によると、ヴェネツィア人は、サン・マルコ広場で騎馬槍試合を行い、そこで示される能力を称えた。ふたつの大議会決議は、馬と武具を所持し、市内で騎馬槍試合を行う人々も存在したことを示している。ヴェネツィアの有力者は、しばしば他都市のポDESTA となってイタリア本土で軍勢を率いることがあった。そのとき騎士として従軍したことは想像に難くない。さらにヴェネツィアがクレタに植民地を得たとき、彼らは騎士 *miles* と呼ばれる人々に土地 (*militia*、後には *cavalleria* と呼ばれる区画) を与えるかわりに軍事義務を負わせて派遣した。こうして派遣された騎士は主としてヴェネツィア支配層であり、彼らは馬をヴェネツィアから連れて行かねばならず、馬を放牧するための草原や、盾持ちも備えなければならなかった。クレタに到着後は、さらにもう一頭、馬を購入する義務があった。セッティアは、土地を与える代わりに軍事義務を課すという制度が同時代のプレシャヤトレヴィーゾやフェッラーラのボルゴ(農村集住地)にも見られる点に注目し、ヴェネツィアによるクレタ入植と本土都市のボルゴ防衛との類似性を指摘している。

近年のイタリア・コムネの騎士研究は、騎士叙任式や国制上の特権は必ずしも騎士階層であることの本質ではないという立場を取っている。それならば、ヴェネツィアの支配層をグラデーシヨンのもっとも薄い形態として、騎士に連ねることは可能であろう。「ラゲーナに浮かぶ都市」という「場」としてのヴェネツィアは特殊であるかもしれないが、その支配層を見たとき、彼らは十分イタリア本土の文化や制度に親しみ、交流を持っていたのである。

(2) 12～13世紀の都市貴族層に共通のアイデンティティの一つとして、親族の絆がある。ヴェネツィアでは、フィレンツェの豪族のように広範囲な親族の絆に頼ることができるエリート層は存在しなかったが、それでも紋章や姓の存在を始め、親族は経済、政治、社会生活で重要な位置を占めていた。では、これと整備されつつある、議会制度はどのように関わっていったのであろうか。1260年、大評議会は「ヴェネツィア人同士、ヴェネツィア人と外国人、ヴェネツィア・コムネとヴェネツィア人、ヴェネツィア・コムネと外国人に関する問題や嘆願が大評議会、または40人会、またはセナートに持ち込まれ、それに関する法令が提出されたときは常に、その件が影響を及ぼす人々の *proles* のすべてと、*propinqui* 即ち血縁の兄弟、兄弟あるいは姉妹の息子であるところの甥、義父と娘婿、おじすなわち父か母の兄弟、義理の兄弟は外に出て行く」と定めた。ここからは、個人をとりまく親族が、ある人に関わる議題が話し合われる場合、そのものと利害を共にして決定を左右する重要な役割を果たす可能性があったこと、それゆえ、議場から排除しようとする規定が成立したことがわかる。1270頃以降には、各委員会に選出される家系ごとの人数の制限、特定の役職に就任する人を決めるための投票の際、上記で定義された親族を排除する規定なども進む。この時期、議会では、多数決の原則や評議員の選出方法に対するくじの導入など、さまざまな制度上の整備が行われていたが、それと並行して、特定の家に力が集中すること、親族の声が多数議会に反映されることを排除しようとする動きが、まさに評議会の場で進んだのであった。

評議会で進められた親族に関する規定は排除のみではない。13世紀末から14世紀初めにかけて行われたセッラータと呼ばれる一連の法令は、すでに権力を握っている家系に大評議会へのアクセスを限ろうとする動きと、個人の威信や名誉を重視し新人への門戸を開いておこうとする二つの動きの緊張関係の中で展開していき、結局家系によって議会にアクセスする仕組みを作り上げる。また大評議会に18才で選出されるための金球くじは、そのリストに名前を知る際の年齢の保証を親族 *propinqui* に委ねた。

こうして、当初、政治的協力者の範囲とし

て制限の対象になっていた父系直系血族 *proles* や親族(親戚) *propinqui* は、セッラータと金球くじを通じて、議会制度を支える柱として制度化されていくのである。つまり、ヴェネツィアでも、13世紀後半に、評議会を中心とする制度的な文化が整いつつあり、その中で親族の絆とどのように立ち向かうという問題が浮上していた。セッラータはその幅広い動きの中のひとつだと考えることができるだろう。

(3) では、親族の利害を抑制し幅広い住民参加を実現する一方で、親族の絆そのものを評議会制度の柱に据えることで成立しつつある権力は、個々の家とどのような関係を取り結んでいくのだろうか。次に、14世紀を特徴付ける統治技術の一つとして昨今注目を集めている恩恵を通じて、この問題を考える。ここで恩恵と訳した *gratia* は、ヴェネツィアではおおむね13世紀後半にその制度が整う。元首と元首補佐官に嘆願が提出されると、まず小評議会で審議が行われ、ついで40人会、大評議会に送られ、大評議会の3分の2以上の賛同を得ると恩恵を与えることが決定された。恩恵では、コムネの役職への就任や地方の代官職を一定期間離れる許可、土地の埋め立てや橋の建設許可、ワインや小麦の輸出の許可、外国人定住者に対する市民権の付与など、幅広い内容が扱われた。

本研究では、まず、1299年から1305年をカヴァーしたレジスター1、1364年から1372年をカヴァーしたレジスター16を比較した。レジスター1で現れる、家族に関する恩恵は、行政官が赴任先に息子を連れて行く許可がほとんどである。これは、行政官は赴任地に息子・兄弟・甥などをつれていってはならないという規定があるので、それに反して息子を連れて行きたいと願い出たものである。行政官の親族は、商業に関して、あるいは政治的事柄を決定する際に、行政官と利害関係をともにするとみなされたため禁止の規定が出ていたと思われるが、恩恵ではその厳格さを若干緩和して、貴族に家族の利害をある程度認める措置が取られたのであった。反対に、レジスター16の家族に関する恩恵で目立つのは、役職授与の恩恵である。ヴェネツィアでは役職は有給であり、大評議会での選出によって役職就任者が決まった。その規定をいったん取り消して、特定の人に恩恵によって有給の役職を与える、というのが役職授与の恩恵である。この恩恵はレジスター1にも頻繁に見られるが、そこでは理由が記されることはまずない。ところがレジスター16では、貧しさや不遇、国家に対する功績に加えて「家族の負担」が役職を授与する理由として記される。このような恩恵は全部で58件あった。役職授与の恩恵のうち家族を理由に挙げているものは約6割を占め、家族を十分養うことができない家長に対して「国家」が恩恵を与えるという「語り」が定着していることが見て取れる。

ただ、この時代は、ジェノヴァとの戦争やクレタの反乱など、ヴェネツィアにとって大きな戦争が続いたあとでもあった。そこで、別の時期の検討が必要となり、刊行史料の間の時期で比較的史料の保存状態の良いレジスター3を検討した。レジスター3は1329-1331年をカバーしており、子供を赴任先に連れて行く恩恵と「家族を養う負担」の軽減のための恩恵の双方が見られる。しかし、家族の負担については、レジスター16ほど頻繁ではなく、家長が家族を養うためにコムーネあるいは国家に嘆願を行うというのは、14世紀の間に徐々に広まっていく慣行だと考えることを促すのである。

恩恵は、嘆願するものと恩恵を与えるものという権力関係を生み出す。そしてこの権力関係の中で、とりわけ、国家が家族を助けるという構図が十分広まれば、個々の貴族の家の集合の一段上に権力が立つ、より「国家」的な政治構造を生み出す手助けとなるであろう。ヴァッレラーニは恩恵措置の持つ個別の事情に対する配慮の側面、また恩恵が権力に対する嘆願によって実現されるという側面を重視し、恩恵の常態化は、合議を重視し都市条例など制度によって一括して統治を行おうとする権力から、個人的回路で住民と結ばれた慈悲と忠誠に基づく権力へ、いわば制度を超えた権力への転換を準備したのではないかと述べている。「制度を超える」という点については、留保が必要だが、この示唆は本研究にとっても参考になる。つまり、恩恵と家族の関係の変化は、支配層の家それぞれと対等な権力から、個々の家から一段高い権力へと、いわば権力の性質が変化するその過程の一面を示しているのではないかと考えることができるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

高田京比子「13世紀のヴェネツィア支配層と騎士」神戸大学文学部『紀要』第41号、2014年3月、pp.121-142

高田京比子「中世ヴェネツィアにおける嫁資と女性の富・権力」『神戸大学史学年報』第27号、2012年6月、pp.21-42.

〔学会発表〕(計1件)

高田京比子、第65回西洋史学会大会(富山大学)「13~14世紀ヴェネツィアにおける親族と制度の相互作用」、2015年5月17日

〔図書〕(計1件)

高田京比子「ヴェネツィアの嫁資」『世界史の中の女性』、勉誠出版、2015年刊行予定(再校済み)、pp.84-96.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高田 京比子 (TAKADA KEIKO)

神戸大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：40283668